

「日本を脅かすNGOネットワーク～女子差別撤廃条約の使われ方～」

担当：山口敏昭

—はじめに—

国連女子差別撤廃条約は、その国の歴史や文化、宗教などを無視して、結果における男女平等を締結国に要求する条約であり、世界の国々はさまざまな留保をつけ、アメリカは批准していません。ところが、我が国は、国連神話の幻想にどっぷりつかり、条約の危険性についてほとんど検討することなく、1985年に批准、それに添った国内法の改定や施策を進めています。その推進役として大きな影響力を持つのがフェミニストが主導するNGO組織です。ここでは、男女差別撤廃条約を根拠に暗躍するNGOネットワークに関する資料を提供し、今後の対策の参考にして下さい。

女子差別撤廃条約

1. 正式名称

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」

(Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women)

2. 条約の採択、発効

- ・1979年 12月 18日 第34回国連総会において採択（賛成130、反対0、棄権11）
- ・1981年 9月 3日 発効

3. 我が国の署名、批准

- ・1980年 7月 17日 署名（デンマークで開催された国連婦人の十年中間年世界会議の際、高橋展子駐デンマーク大使が署名）
- ・1985年 6月 25日 批准（来日中のデクエアル事務総長に安倍外務大臣が批准書寄託）
- ・1985年 7月 25日 我が国について効力発生

→上野千鶴子談「国連で女子差別撤廃条約が締結された時、条約の文言を読んで日本の現実とのあまりの格差に茫然自失しました。こんなものに署名してきた日本政府代表って、おいおい、本気かよ、字が読めなくて署名してきたんじゃないのか（笑）と思うぐらいの大きなショックがありました」（『ラディカルに語れば…』）

4. 我が国の条約実施状況

- ・1987年 3月 我が国第1回報告書を提出
- ・1988年 2月 我が国第1回報告書を審議（第7回女子差別撤廃委員会）
- ・1992年 2月 我が国第2回報告書を提出
- ・1993年 10月 我が国第3回報告書を提出
- ・1994年 1月 我が国第2回・第3回報告書を審議（第13回女子差別撤廃委員会）
- ・1998年 7月 我が国第4回報告書を提出
- ・2002年 9月 我が国第5回報告書を提出
- ・2003年 7月 我が国第4回・第5回報告書を審議（第29回女子差別撤廃委員会）

5. 条約の批准状況

2006年 3月現在の締約国数：182カ国

日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク

(Japan NGO Network for CEDAW、JNNC) JNNC 代表世話人・山下泰子

- ・ 第 29 会期女性差別撤廃委員会 (CEDAW: 2003 年 6 月 30 日～7 月 18 日) における日本レポート (第 4 次、第 5 次) の審議に関して共同で行動するために結成された NGO ネットワークで、現在もフォローアップの活動を展開。

【2003・平成15年の主な対外活動】

- ・ 1 月 17 日 内閣府男女共同参画局 坂東真理子局長との面談
- ・ 2 月 3 日 “CEDAW 作業部会へのブリーフィング”
- ・ 2 月 4 日 シャムシア委員との昼食会
- ・ 2 月 4 日 読売アメリカの記者との会見
- ・ 2 月 20 日 CEDAW 作業部会報告会
- ・ 3 月 20 日 衆参女性議員懇談会での第 1 回ブリーフィング
- ・ 4 月 3 日 CEDAW 質問票に対する NGO 回答の発表
- ・ 4 月 9 日 内閣府男女共同参画局への申し入れ
- ・ 5 月 12 日 衆参女性議員懇談会と JNNC による省庁交渉

★ CEDAW 第 29 会期 (2003 年 6/30～7/18、ニューヨーク国連本部) の日本審議傍聴に、JNNC から 16 団体 57 名が参加。ロビー活動、独自企画。

- ・ 6 月 30 日 JNNC 記者会見 (参議院議員会館第二会議室)
- ・ 7 月 7 日 JNNC 主催 CEDAW 委員へのランチタイムブリーフィング (N.Y. 国連本部)
- ・ 7 月 7 日 CEDAW 第 29 会期 NGO との非公式会合 (N.Y. 国連本部)
- ・ 7 月 8 日 CEDAW 第 29 会期日本レポート審議傍聴 (N.Y. 国連本部)
- ・ 7 月 8 日 JNNC 記者会見 (N.Y. 国連本部 Vienna カフェ)
- ・ 7 月 8 日 日本政府代表团と NGO との懇親会
- ・ 7 月 28 日 内閣府男女共同参画局 坂東真理子局長との第 3 回面談 外務省人権人道課 嘉治美佐子課長との面談

★ CEDAW から日本政府への最終コメント (2003 年 8 月)

- ・ 9 月 18 日 内閣府男女共同参画局 名取はにわ局長との第 1 回面談

【2004・平成16年の主な対外活動】

- ・ 2 月 13 日 女性差別撤廃条約に関する省庁との意見交換会 (衆議院第 2 議員会館)
→出席者に、福島瑞穂事務所の**斎藤文栄氏** (反差別国際運動、自由人権運動にも所属) と朝鮮総連女性局: **梁玉出氏** (朝鮮学校の教師) の名前も。反日勢力だけで開催されている非公開な政府との会合。部落解放同盟と在日関係の団体が主導!? 背後には……。
- ・ 5 月 31 日 男女共同参画会議苦情処理・監視専門調査会「国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について」(案) へのコメント提出…「女性差別撤廃条約専門調査会を設置するなどの措置を」「苦情処理にあたっては、生の情報をもっている NGO からのヒヤリングは欠かせない。パブリックコメントばかりでなく、直接 NGO からのヒヤリングの実施を」

女性差別撤廃条約をめぐる国連と日本の主な動き

国連の動き		年	日本の動き
国際連合設立		1945	
女性の地位委員会設立 女性の政治的権利決議（第 1 回国連総会）		1946	
世界人権宣言（第 3 回国連総会）			
女性の参政権に関する条約（第 7 回国連総会）		1952	
		1956	日本、国際連合に加盟
既婚女性の国籍に関する条約（第 11 回国連総会）		1957	
婚姻の同意、婚姻の最低年齢及び婚姻の登録に関する条約（第 17 回国連総会）		1962	
国際人権規約（第 21 回国連総会）		1966	
女性差別撤廃宣言（第 22 回国連総会）		1967	
国際女性年 第 1 回世界女性会議（メキシコシティ）		1975	婦人問題企画推進本部設置
	↑ 国連女性の 10 年 ↓	1976	
		1977	婦人の 10 年国内行動計画策定
		1978	初の「婦人白書」発表（総理府）
女性差別撤廃条約（第 34 回国連総会）		1979	
第 2 回世界女性会議（コペンハーゲン）		1980	
女性差別撤廃委員会発足		1982	
		1984	国籍法改正
第 3 回世界女性会議（ナイロビ）		1985	男女雇用機会均等法制定
		S.60	女性差別撤廃条約批准
		1988	女性差別撤廃委員会による第 1 次日本レポート審議
		1991	育児休業法制定
女性に対する暴力撤廃宣言（第 48 回国連総会）		1993	
		1994	女性差別撤廃委員会による第 2 次・第 3 次日本レポート審議
		H.6	高校での家庭用男女共修実施
第 4 回世界女性会議（北京）		1995	ILO の家族的責任をもつ男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（156 号）批准 育児・介護休業法制定
		1997	男女雇用機会均等法改正
女性差別撤廃条約選択議定書（第 54 回国連総会）		1999	男女共同参画社会基本法制定
国連女性 2000 年会議（ニューヨーク）		2000	
		2001	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律制定
		2003	女性差別撤廃委員会による第 4 次・第 5 次日本レポート審議
		H.15	

※第 6 次日本レポートを 2006 年に作成のうえ提出の予定。（現在作業中）

女子差別撤廃条約実施状況第4・5 回報告審議における首席代表報告

はじめに

「数多くの日本のNGO もこの会合に参加しており、そうした方々の関心や熱意をうれしく思う」
（審議にあたっては、約60名の日本のNGOが現地入りし審議の様子を傍聴しており、委員会からも、日本の市民社会の高い関心が評価された＝内閣府男女共同参画局HP）

I. 国内本部機構、日本政府の姿勢

「男女共同参画局が内閣府に創設」「男女共同参画会議も設置」「ジェンダー問題を扱う部署が格上げされ、行政の中央に位置づけられたことは、注目に値する」

II. 法的、行政的措置

① 男女共同参画社会基本法の制定

② 女性に対する暴力への取組

「女性の5人に1人が配偶者から身体的暴行、心理的脅迫、性的強要を受けたことがあり、20人に1人は命の危険を感じたとの結果が出ている」「保護命令の対象を元配偶者や子どもへ拡大することや、2週間の退去命令期間を1ヶ月間に延長することを含め、検討が進められている」

③ 雇用に関する取組

「1997年に男女雇用機会均等法が改正され、男女別の募集は大きく減少し、制度面での男女均等取扱いが確実に浸透してきた。しかしながら、女性管理職比率や平均的に見た男女の賃金格差等、事実上の格差は依然残っている」「間接差別の問題についても検討を進めている」

④ 仕事と家庭の両立支援

「女性の3人に2人が出産を機に退職している。…父親が育児に参加しない傾向にあり、育児の負担が母親に集中するという状況とともに、母親の育児がベストという考え方が根強いため」「我が国の急速な少子化進行の背景として、仕事と家庭の両立の負担が強く指摘されている」「離婚の急増による母子家庭の増加等により、母子家庭の自立の促進を図ることが求められている」

III. 目標設定

「政府は、女性に対する差別撤廃のために、政策決定への女性の参画と固定的な役割分担意識の是正が必要と認識しており、改善を目指す」

【政策決定への女性の進出】

「2020年までに指導的地位に女性の占める割合が少なくとも30%程度になることを期待するとの数値目標を示した…社会のあらゆる分野を対象とした具体的な数値目標の設定は画期的」

【固定的な役割分担意識の是正】

「仕事と子育ての両立支援策を真に実効性のあるものとするためにも、人々の固定的な役割分担意識を変えることはきわめて重要」「さまざまな制度や施策を男女共同参画の視点から見直していくことを通じて固定的な役割分担意識の是正に取り組んでいく」

結び

「今回の報告作成にあたり、前回審議時の貴委員会からの最終コメントも踏まえ、従来以上に、NGOとの情報・意見交換を重視した。特に、第5回報告の作成に際しては、NGO等より直接意見を聞くための会を4回開催した。政府としては、NGOの役割を高く評価し、今後とも引き続きNGOとのパートナーシップの強化を図っていきたい」

日本政府レポート（第4次・第5次）審議報告書

I. 日本政府による報告（日本政府仮訳）

II. 委員会最終コメント

肯定的な側面

15.（基本法、基本計画、条例）～20.（条約20条1項改正の受諾）

主要な問題領域および勧告

（間接差別）

22. 直接差別および間接差別の両方を含む、女性に対する差別の定義を国内法に盛り込むことを勧告する。また、条約に関する認識、特に間接差別の意味と範囲についての認識を向上させるためのキャンペーンを、とりわけ国会議員、裁判官および法曹関係者一般を対象に行うことを勧告する。

（ステレオタイプ）

24. 委員会は、日本政府が、男女の役割に関する現在のステレオタイプに基づいた態度を変えるために、教育制度において、人権教育と男女平等研修を含めた総合的なプログラムを開発・実施し、条約と男女平等に向けた政府の決意についての情報を広く知らせることを勧告する。

（ドメスティック・バイオレンス、移住労働女性、“戦時慰安婦”）

26. 強かんに対する刑罰を重くすること、…近親かんを個別の犯罪として刑法上に規定すること、…日本政府が“戦時慰安婦”問題について永続的な解決策を見出すため努力することを勧告する。

（人身売買）（マイノリティ女性）（意思決定過程における女性の参画）（雇用差別および職業と家族的責任との両立）

（民法上の差別規定、婚外子差別）

35. 委員会は、民法の中に現在も依然として差別的な条項が残っていることに懸念を表明する。その中には、結婚最低年齢や、離婚後の女性が再婚するために必要な待婚期間、および結婚した夫婦の氏の選択に関する条項が含まれる。委員会は、また、婚外子に対する戸籍と相続権に関する法律および行政実務上の差別、そして、それらが女性に対してもたらす重大な影響についても懸念する。
36. 委員会は、日本政府に対して、民法の中にいまだに残る差別的な条項を削除し、立法や行政実務を条約に適合させることを求める。

（人権擁護法案）（選択議定書）（次回のレポートに盛り込むべき内容）（最終コメントの周知）（他の国連文書への言及）

2006 年 1 月 16 日（月） JNNC 第 2 回会合

～省庁交渉に向けた統一見解のすり合わせ～

「最終コメント」項目別の意見とりまとめの団体・個人を割り当てている！

No.	パラグラフ	テーマ	意見提出団体/個人 ★=とりまとめ団体（担当者）/個人
*	総論	最終コメントフォローアップ、調査会の設置、NGO との協議など	★世話人
1	21、22	間接差別	★均等待遇アクション 21（広木） 均等待遇東海 ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク
2	23、24	ステレオタイプ	★男女平等教育全国ネット（永井好子） ジェンダーワーク香川
3	25、26	DV、移住労働女性、「戦時慰安婦」、女兒・未成年女性への暴力	★アジア女性資料センター（丹羽） 新日本婦人の会 「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会
4	27、28	人身売買	★反差別国際運動日本委員会（原） 人身売買禁止ネットワーク（JNATIP） 新日本婦人の会
5	29、30	マイノリティ女性	★反差別国際運動日本委員会（原） アプロ女性実態調査プロジェクト 在日韓国民主女性会 北海道ウタリ協会札幌支部 部落解放同盟中央女性対策部
6	31、32	意思決定過程における女性の参画	★北京 JAC（永井よし子） ジェンダーワーク香川
7	33、34	雇用差別（雇用分野について）	★均等待遇アクション 21（広木） 派遣労働ネットワーク
		雇用差別（雇用以外分野）	★日本婦人団体連合会（堀江） 加藤登紀子
8	35、36	民法の差別規定、婚外子差別	★m ネット・民法改正情報ネットワーク（坂本） 夫婦別姓選択制実現協議会 「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会
9	37、38	人権擁護法案	★日本婦人団体連合会（堀江） 新日本婦人の会
10	39	選択議定書	★国際女性の地位協会（近江）
11	40、41、42	次回レポート、最終コメントの周知、他の国連文書	★世話人
12	その他①	リプロ、障害者、ハンセン病元患者、刑法の堕胎罪、エイズ	★堀口悦子 I 女性会議
13	その他②	ヘイトスピーチ	★石原都知事の「ババァ発言」に怒り謝罪を求める会（野崎）
14	その他③	平和憲法を持つ国の国際貢献	★新日本婦人の会（平野）
15	その他④	ジェンダー統計と、報告書の本文と資料の関係	★堀口悦子
16	その他⑤	社会保障・年金・医療など	★全国婦人団体連合会（堀江）

JNNC 主催**女性差別撤廃委員会「最終コメント」フォローアップの省庁交渉**

- 日時：2006 年 2 月 28 日（火）13:00～17:00
- 場所：参議院議員会館第一会議室
- 出席者：JNNC28 名、8 省庁 47 名、マスコミ 3 社、議員 13 名（本人 3 名・代理 10 名）
 - ・ 議員本人
 - 社民党：福島瑞穂（党首）
 - 共産党：吉川春子
 - 民主党：西村智奈美（男女共同参画推進本部次席副本部長 子ども/男女共同参画担当）
 - ・ NGO 日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク（順不同）
 - 代表世話人：山下泰子（国際女性の地位協会）■**福島瑞穂事務所**：安田美穂子■**反差別国際運動日本委員会**：原由利子■**北京 JAC**：永井よし子■**「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会**：土橋博子■**I 女性会議**：清水澄子■**m ネット・民法改正情報ネットワーク**：坂本洋子■**VAWW-NET ジャパン**：渡辺美奈■**均等待遇アクション 21**：広木道子、市川若子■**国際女性の地位協会**：大石由紀、石崎節子、稲元周子、齋藤俊子、中田美子、堀口悦子■**日本婦人団体連合会**：堀江ゆり■**新日本婦人の会**：古田和子■**男女平等をすすめる教育全国ネットワーク**：高橋美智子、永井好子、吉村れい子、和田享子■**部落解放同盟**：大西聡■**ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク**：正路怜子、上田裕子■**大谷美紀子（弁護士）**■**民主党インターン**：高橋藍子■**日本共産党女性委員会**：坂下久美子
 - ・ マスコミ(3) 女性ニュース、毎日新聞、社会新報

「**女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告書作成**」に関する情報・意見交換会

- 主催：内閣府男女共同参画局、外務省大臣官房国際社会協力部人権人道課
- 日時：平成 18 年 3 月 24 日（金）10:30～12:00
- 場所：内閣府地下講堂
- 内容：
 - （1）女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告書の作成に関連し政府の実施した主な施策についての関係各省からの説明
 - （2）（1）の説明に対する質疑応答、意見交換
- ・ 国民一般に意見募集をしていないということで急遽開催された経緯。
- ・ 一人 1 分一回だけの発言という制限付き。
- ・ フェミニストの参加者と外務省の人権人道課長とが親しげに話をしていた、との報告も。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋と解説）

【前文】

この条約の締約国は、…（略）…社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、…（略）…

→わが国においては「社会や家庭における男女の伝統的な役割を変更することが、完全な平等達成に不可欠」の部分が特に強調されている。

第1部 総論

第1条【女子差別の定義】

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

→性別に基づくものであれば「区別」も「排除」も「制限」もすべて差別に当たると解釈する。

→いわゆる「間接差別」も差別だとする根拠に。

第2条【締約国の差別撤廃義務】

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

→法制度や公権力だけでなく、個人、団体、企業も対象としている。

→法律や規則における差別だけではなく、慣習や慣行も廃止対象としている。

第3条【女子の完全な発展・向上の確保】 =条文、略=

→具体策として国内本部機能の設置や「行動計画」の推進がある。条例制定の理由にも。

第4条【差別とならない特別措置】

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

→ポジティブアクション（積極的改善措置）の根拠としているが、わが国では「暫定」とは謳っていない。

→父親に育児休暇をとらせるスウェーデンの「パパ・クォーター制」が推奨される。

第5条【役割に基づく偏見等の撤廃】

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

→男女の役割分担を排除する「新しい平等論」→「ジェンダーに基づく差別をなし、真の男女平等社会の創造こそ、この条約の中心理念」（山下泰子）

→「母性」の尊重、「子の利益」の優先は無視。

第6条【売買・売春からの搾取の禁止】 =条文、省=

→性暴力、マスメディアにおける性差別的な表現も対象と拡大解釈する。

→日本の「戦時慰安婦」問題、性産業における外国女性の強制労働、少女買春も対象に。

第2部 公的生活に関する権利

第7条【政治的・公的活動における平等】 =条文、省=

→政党にクォータ（割当）制を導入させる主張の根拠として使われる。

第8条【国際的活動への参加の平等】 =条文、省=

→女性大使を任命する主張を展開。

→日本は国連加盟の翌年から、女性が政府代表の1人として国連総会に出席している。

第9条【国籍に関する権利の平等】

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

→わが国はこの条約を批准するにあたり3つの国内法制を改定した。その中で、自分の子供に日本国籍を与える権利を母親にも保障したのが1つ目の改正だった。

第3部 社会生活に関する権利

第10条【教育における差別の撤廃】

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施

設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

→わが国においては高等学校の教科「家庭一般」が、女子のみ必修とされていたことが、本条(b)の「同一の教科課程」に違反するとして学習指導要領が改訂され、男女とも選択必修になった。これが条約批准の際の2つ目の制度的な改定だった。

第11条【雇用における差別の撤廃】 =条文、略=

→労働基準法上では、女性労働は保護の対象とされたため、労働条件に関する男女平等の規定がなかったとして、男女雇用機会均等法が制定された。これが、条約批准のための3つ目の国内法制の改定である。

→均等法の施行から11年たった1997年に均等法の平等規定が強化され、労働基準法にあった女性保護規定が廃止された。

→「男も女も、仕事と家庭」を主張する根拠。

→職場における「間接差別」の解消と同一価値労働同一報酬の原則の導入が今後の論点。

第12条【保健における差別の撤廃】 =条文、略=

第13条【経済的・社会的活動における差別の撤廃】 =条文、略=

第14条【農村女性に対する差別の撤廃】 =条文、略=

→農山漁村の女性は、「ジェンダーに基づく差別だけではなく、封建的な環境の中で二重の差別を受けている」(山下泰子)という位置づけ。

→第1次産業における「家族協定」推進の根拠ともなっている。

第4部 私的生活に関する権利

第15条【法の前での平等】 =条文、略=

→公的領域のみならず、「私生活における差別撤廃」まで求める根拠にされている。

→「わが国では『法上の差別』はほぼ解消されたものの、たとえば冠婚葬祭に関することなど、人々の慣習や意識の中に過去の残滓がなお根強く残っている」(山下泰子)

←世界人権宣言第16条3「家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する」

→「社会の基本的単位」である家族から、家族制度は時代遅れで抑圧的であるという概念や急進的フェミニズム個人主義思想へと転換している

第16条【婚姻・家庭関係における差別の撤廃】

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利

の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

→この条文は、各国の法慣行が異なるので、条約の制定過程で最も議論が多かった分野。

→日本の民法でも、婚姻適齢の男女差、女性に課せられている待婚期間、夫婦同氏制などがこの条文に違反するおそれがあるとして議論が起きている。

→「子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利」が、カイロの国際人口開発会議で「リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）」の主張へ。

第5部 女性差別撤廃委員会 （第17条～22条）

第17条

1 ……23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。…… 2～9 =略=

→「徳望が高い、専門家」とはフェミニスト？

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

→各締約国が条約実施状況に関するレポートを4年毎に国連に提出し、それを女性差別撤廃委員会が審議し、コメントを出すという方法で、締約国の履行を監視する。

→権利を侵害された女性が、直接、女性差別撤廃委員会に訴えられるように、個人の通報制度を規定した選択議定書の批准を日本もすべきとの攻勢をフェミニストはかけている。

第19条～第22条 =略=

第6部 最終条項 （第23条～30条 =略=）

『病むアメリカ、滅びゆく西洋』 パトリック・J・ブキャナン著

跳梁するフェミニズム

- ・ フェミニストにとって「女性解放」は伝統からの解放であり、妻・母・主婦という窮屈な役割からの解放でもある。結婚は束縛がフェミニストの常識となった。
- ・ 1973年の新声明『フェミニズム宣言』…「結婚は男のために存在する——女を支配するための法的に是認された手段として……私たちはこの制度を打破せねばならない……結婚制度廃止は女性解放の必須条件である。よって女よ、夫を捨てよう、人生を男とともに歩むのはやめにしよう……すべての歴史は女性弾圧の観点から書き直されるべきである」
- ・ フェミニスト思想の成功はアメリカにある種の結果をもたらした。三十年間で婚外カップル十倍増——1970年の52万3千組から現在の550万組へ

フランクフルト学派、アメリカ上陸

- ・ 1923年、フランクフルト大学において、ルカーチとドイツ共産党員がモスクワの〈マルクス・エンゲルス研究所〉に倣い、〈マルクス思想研究所〉を旗揚げ。やがて語感を和らげ、〈社会研究所〉と改名した。これがいわゆる「フランクフルト学派」の前身。
- ・ 1930年、背教的マルキシストのマックス・ホルクハイマーが同学派の中心的存在に。古臭い闘争マニュアルを捨て、新しいマニュアルが執筆された。新生マルキシストにとって権力掌握に暴力は不要、ただし長期に渡る忍耐強い作業が必要。まずは文化——「堅牢堅固な要砦」——を支配せよ、さすれば国家——「外堀」——は勞せずして崩壊する。
- ・ テオドール・アドルノ、エーリッヒ・フロム、ウィルヘルム・ライヒらが入会。
- ・ 1933年、アドルフ・ヒトラーが出現でイデオロギーごとアメリカへ移住。
- ・ コロンビア大学の援助を受け、ニューヨークに新フランクフルト学派を設立、再び総力を結集して自分たちに避難場所を与えてくれた国の文化破壊にとりかかった。
- ・ 文化闘争新兵器「批判理論」＝「西洋文化の主な要素を完全否定する批評。キリスト教、資本主義、権威、家族、家父長制、階級制、道徳、伝統、性的節度、忠誠心、愛国心、国家主義、相続、自民族中心主義、因習、保守主義、何から何まですべて」
- ・ 60年代以降、敵に悪党あるいは精神病者のレッテルを張るのが左翼最大の武器に。
- ・ 元戦略事務局（OSS）諜報員にしてブランダイス大学教授、ヘルベルト・マルクーゼは——来るべき文化革命でプロレタリアートの役を演じる候補に挙げたのが——若い過激派、フェミニスト、黒人運動家、ゲイ、社会的孤立者、第三世界の革命家、その他西洋に迫害されたと憤るあらゆる「被害者」たち。マルクーゼは著書『エロスの文明』で「快楽原理」を全面的に認めよと提唱。文化的規範はすべて拒絶。スローガン「戦争よりセックスを」。著書『弱肉強食社会』で本音「われわれが着手すべき革命は、社会制度を広汎に渡って解体するような革命である」
- ・ 家族から父親を追放するため——母親が一家を支配する家母長制、さらに家庭のなかで男女がときに役割を交換、あるいは完全に逆転させる「両性具有」制——を推奨。タフで攻撃的な女と繊細で傷つきやすい男を描くすべての映画、演劇がフランクフルト学派と彼らが手を貸したフェミニスト革命の成功を証明。
- ・ 家族の破壊は革命的性政策と早期の性教育を通じて達成されと考えていた。
- ・ ピルとコンドームは文化革命におけるハンマーと鎌になった。

「赤い国連」、そして家族破壊者たちとの闘い

ジャーナリスト・岡本明子

- ◎ ハワード・センターのアラン・カールソン博士が「World Congress of Families」（家族のための世界会議。以下、WCF と表記）を主宰して、1994年から、3回の世界会議を開催。
- ◎ 世界会議には、世界の全大陸から、キリスト教徒、イスラム教徒、ユダヤ教徒、議員、大学の教授、草の根運動家、様々な人たちが集っている。
- ◎ 第1回会議は1997年にプラハで行われ、前回第3回会議は2004年にメキシコで約3000人を集めて開催されたという。
- ◎ 会議に集う人たちの共通の価値観は、pro-family' pro-life（家族保護、生命保護）である。主に国連を媒介として近代国家を襲っている左翼思想、フェミニズムによる家族解体、生命軽視の大きな世界的潮流を押し戻そうと立ち上がった。

国連の政策を歪めた者たち

（WCF「A HISTORY OF 'THE FAMILY' IN THE UNITED NATIONS」より）

- ・ 国連初代事務総長トリグブ・リーは、アメリカ政府高官で国連発足会議では議長を務めながら実はソビエト諜報機関の工作員だったアルジャー・ヒスらの暗躍もあり、事務総長に就任した。
- ・ 二代目事務総長、ダグ・ハマーショルドはスウェーデンの官僚出身で左翼社会主義者であり、スウェーデンを高度社会福祉国家に変えるシナリオを書いた人物である。リーもハマーショルドも左翼イデオロギーを、国連事務局内部に確実に浸透させて行った。
- ・ それに加えて重要な役割を演じたのが、スウェーデンのアルバ・ミュルダルである。彼女の理論は「ミュルダル・ライン」としてノルウェーでも採用されて、大きな影響力を持った。…「家族はリプロダクション（子作り）以外の残りの機能は全て捨て…子供達には妊娠中絶法を教え、早期の性教育を行うべきだ。そして親による子供への躾は不健全であるとみなされるべきだ」「男女平等は、『自然』なものを含む全ての制度、伝統、文化的構造の地ならしを要求する。男女間の自然の『大きな基本的な違い』さえも取り除かれなければならない」
- ・ 国連の家族認識は、家族制度は時代遅れで抑圧的であるという概念や急進的フェミニズム個人主義思想に基づぐものへとシフトさせていく上で大きな影響力を持ったのである。

西側諸国の途上国対策

（WCF「KEEPING FAMILY IN THE UN'S AGENDA」より）

- ・ カナダの保守系女性団体で国連特殊諮問資格 NGO「REAL Women」副代表で弁護士のグウェンドリン・ランドルト女史は、フェミニスト NGO が国連において如何に優遇され、権力を振るっているかを次のように述べている。「国連は、多くの反家族 NGO（大部分はフェミニスト）を、西側政府の反家族政策を進める熱心なパートナーとして用いた。西側諸国の政府は、これらの NGO に多くの助成金を支給して、国連の中で彼らに政治権力の中枢に易々と参加させている…少数のフェミニストに、世界中の何億もの人々の命に影響を及ぼす国際的文書を変える力をもたせる国連は明らかに間違っている！」「フェミニスト NGO は、時々彼らの国の代表派遣団のメンバーにもなる。カナダ政府が行っているように、NGO に発展途上国の代表に働きかけをさせるために、NGO の会議出席費用は政府が負担しているのだ」

独裁国家が支配する「国連人権理事会」こそ地に堕ちた「国連外交」の象徴だ

「改革」が「改悪」に終わった「人権理事会」の呆れた顛末

- ・ 今日国連は重大な問題を抱えている。それは「モラル・クライシス（倫理破綻の危機）」だ。その顕著な例が、「人権理事会」の迷走である。
- ・ 昨年、国連は「改革」の目玉として、これまで国連の経済社会理事会（ECOSOC）の委員会のひとつだった人権委員会を、「人権理事会」として国連総会の補助機関へ改組、機能的発展を図った。その背景には、委員会のメンバー53か国の中に、スーダンやジンバブエ、シリアなど「人権侵害の常習犯」が含まれており、批判が相次いでいたためである。
- ・ グループ分けしたそれぞれの地域からいくつかの国を選出するという国連加盟国の「平等」に重きが置かれ、人権監視のために必要な「資格」は軽視されてきたのだ。
- ・ 総会は途上国の方が圧倒的に多いのだ。しかも彼らはブロック・ヴォート（組織票）を持っている。特に国連内の最大勢力であるG77（開発途上国77か国の連合としてスタートしたためこう呼ばれるが、現在は132か国にまで増えている）には「独裁国家」も多く含まれる。
- ・ 今年5月の選挙で「人権理事会の新メンバー」が選出された。人権面で問題があるとされている国が6か国も含まれていた。中国、キューバ、ロシア、サウジアラビア、パキスタン、アゼルバイジャンだ。

国連はイスラム勢力の「操り人形」と化した

- ・ この「改悪」はさらなる問題を露呈する。イスラム勢力が人権理事会のマジョリティになったからだ。理事国メンバーに選出されたパキスタン、チュニジアなどのイスラム会議機構26か国が中国、キューバ、ロシアや中南米諸国などのサポートを得て理事会をハイジャックしてしまった。人権理事会はイスラム勢力の意のままに動くパペット（操り人形）になり下がったのだ。
- ・ G77は「一国一票」の原則にもとづき、国連を牛耳るとともに、声高にIMF（国際通貨基金）や世界銀行の融資などを要求する。国連は「モラル」なき不良国家によって占拠されてしまった。

国連だけが唯一の国際問題解決の手段ではない

- ・ 国連は何のブレーキも効かせないまま加盟国数を増やしすぎた。だからこそアメリカは国連とは一線を画す政策を続けてきた。2002年の国連総会でブッシュは、『「国連をイレレバント（無関係）な組織だ」などとは言いたくない。それは国連の対応次第だ』と演説している。これは言い換えれば「アメリカはいつでも国連と袂を分かち覚悟がある」ということだ。アメリカは、国連より有志連合に活路を見いだした。
- ・ アメリカは国連の運営費を22%も拠出している。日本はアメリカに次ぐ19.5%だ。2国だけで40%以上になる。それらが不良国家の「意のまま」に使われるくらいなら、ディファンクト（機能停止）した機関は切り捨て、いま挙げたような優秀な機関（国連難民高等弁務官事務所、国連開発計画など）だけに拠出する方がより「実質的」であり「世界のため」になる。

資料：JNNC参加NGO

●I 女性会議（Japan Women's Council）（2003年に日本婦人会議より改称）

憲法をものさしに、あらゆる分野における女性差別撤廃に取り組む。

●石原都知事の「ババア発言」に怒り、謝罪を求める会

東京都知事・石原慎太郎の女性差別発言に対して撤回と謝罪を求めて活動。石原氏に対して損害賠償請求訴訟も行っている。

●均等待遇アクション2003（Equality Action 2003）

パートタイム労働法の改正、間接差別禁止の法制化、同一価値労働同一賃金を掲げて活動。

●国際女性の地位協会（JAIWR）

女性差別撤廃条約の研究・普及のための各種活動をしている。CEDAWを傍聴し、その活動の紹介とモニタリングも行っている。

●国際婦人年連絡会

女性問題の情報収集、意見交換を行い、一致した事項を政府や政党等に働きかける。全国組織46団体加盟。

●埼玉女性2000ネットワーク

埼玉県女性2000年会議派遣団有志のネットワーク。

●在日韓国民主女性会

女性解放や朝鮮の平和統一、在日朝鮮人の人権擁護、反戦平和を主な目的とし国内および日本の女性たちと連帯しながら運動を進めている。

●在日本朝鮮人人権協会

在日朝鮮人の人権と生活を守るために活動する専門家集団。在日同胞の弁護士、公認会計士などの有資格者や人権活動家たちが会員として所属。

●新日本婦人の会

1962年創立、生活向上や女性の権利、平和や国際連帯などで活動。会員20万人、週刊紙30万部発行。国連経済社会理事会特別協議資格をもつ。

●自由人権協会（JCLU）

信仰・宗教・政治的立場にかかわらず全ての人々の基本的人権を擁護・推進するため、人権に関する調査研究・政府への提言などを行う。

●女性の家HELP（HELP Asian Women's Shelter）

1986年4月、日本キリスト教婦人矯風会の創立100周年に設立された国籍、在留資格を問わない女性と子どものための緊急避難所。

●なくそう戸籍と婚外子差別・交流会（JNKDC）

婚外子に対する戸籍続柄差別記載の撤廃を求めた裁判を支援。家制度や嫁の問題、性別役割分業の問題に視点を据えている。

●日本婦人団体連合会

1953年創立、20団体・90万人からなる。男女平等、女性の生活と権利擁護、地位向上、平和への要求実現のための連帯と共闘をすすめる。

●日本弁護士連合会（日弁連）

女性の権利の問題に関しては、両性の平等に関する委員会を設置して取り組んできた。

●**派遣労働ネットワーク**（NPO Dispatched Labor Network）

●**反差別国際運動日本委員会（IMADR-JC）**

被差別部落・アイヌ民族・在日コリアン・在日外国人・障害者などに対する差別やそれらの集団に属する女性に対する複合差別の撤廃をめざす。

●**売買春問題ととりくむ会**（Japan Anti-Prostitution Association）

売買春・性搾取の問題に取り組む。慰安婦被害者問題は1988年尹貞玉さんとの出会いから始まる。女性の人権確立法（仮称）をめざす。

●**VAWW-NE Tジャパン（「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク）**

「慰安婦」問題、米兵による性暴力、武力紛争下の女性への暴力、国家主義と軍事主義の問題などを軸に活動。2000年12月に女性国際戦犯法廷を主催。

●**部落解放同盟中央女性対策部**

●**北京JAC**（Japan Accountability Caucus, Beijing）

『北京行動綱領』等、国際的に合意された女性の人権意識を日本の政策に反映するためのロビー活動・研究・調査・セミナー・全国大会・月刊情報誌の発行を行う。

●**北海道ウタリ協会札幌支部**

1971年に組織化し、アイヌ民族の社会的地位の向上を図るための活動をする。日本における「先住民族の権利」を求めている。

●**ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク（WWN）**

住友裁判を支援しながら、働く女性の地位向上をめざし、学習会、ニュース発行、国会やILO・CEDAWなどへのロビーイングを展開。

◆**その他JNNCの会合に参加した団体（50音順）**

アジア女性会議ネットワーク、アジア女性資料センター、ECPAT／ストップ子ども買春の会、ジョイセフ（家族計画国際協力財団）、男のあり方を問う会、かながわ女性会議、高齢者雇用開発協会、女性たちの情報化研究会、女性と健康ネットワーク、女性の家サーラー、女性ユニオン東京、女性労働問題研究会、世界女性会議NGOネットワーク関西、世界女性会議岡山連絡会、全国フェミニスト議員連盟、DPI女性障害者ネットワーク、練馬区男女平等条例を作る会、ねりまジェンダー研究会、被害者のためのDV防止法を求める全国連絡会、ふえみん婦人民主クラブ、ぷれいす東京、優生思想を問うネットワーク、友和会、琉球弧の先住民族会

■**毎日新聞**■<外国人入国法>整備求め連絡会 弁護士ら12月に集会（平成17年11月7日）

外国籍者や民族的少数者の権利を保障する法制度の創設に向け、NGO関係者や弁護士らが「外国人入国法連絡会」を結成し、来月8日、東京都千代田区の日本教育会館で記念集会を開く。

「外国人・民族的マイノリティ人権基本法」と「人種差別撤廃法」の制定および「国内人権機関」の実現を目指す。NGO、弁護士、研究者、市民が集まり「外国人入国法連絡会」を結成。記念集会では、武者小路公秀（反差別国際運動日本委員会理事長）◇郭辰雄（コリアNGOセンター）◇谷元 昭信（部落解放同盟中央執行委員）らが講演。武者小路氏は、国連大学副学長、主体思想国際研究所理事等を務め、猪口邦子は教え子。徹底した反米、反権力主義者で人権擁護法案の推進メンバーの一人。部落解放同盟との関係も深く、北朝鮮側が日本で最も信頼する知識人の一人とされる。

用語解説

●女性差別撤廃条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women)

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(公定訳)の略称。1979年12月18日第34回国連総会で採択された。2003年10月現在の締約国は174か国である。日本は1980年7月7日に署名、1985年6月25日に批准書を寄託し、同年7月25日に日本に対する効力を発生した。

●女性差別撤廃条約選択議定書 (Optional Protocol to the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women)

1999年10月6日第54回国連総会で採択。条約の実施措置として、「個人通報制度」と「調査制度」を定めている。日本政府は、司法権の独立を妨げるとして、署名も批准もしていない。

●女性差別撤廃委員会 (Committee on the Elimination of Discrimination against Women : CEDAW)

女性差別撤廃条約の履行監視機関。締約国会議で選挙された23人の個人資格の委員によって構成される専門家委員会である。1983年に第1会期を開催、現在おおむね年間2回、3週間の会期をもっている。主な任務は、締約国のレポートの審議、一般的勧告の策定、個人通報の審理や調査権の行使。

●女性差別撤廃委員会の会期前作業部会

通常、各会期の1つ前の会期終了後に開催。議長によって指名された5人を超えない数の委員が、締約国レポートに対する「質問事項 (List of Issues)」を作成。「質問事項」は、委員会全体で承認の上、審議対象国政府に送付される。政府はこの質問事項に回答した上で本審議に臨む。

●国連総会第三委員会

国連総会では、女性問題は、社会・人道・文化を扱う第三委員会で審議される。日本からは民間の女性が、国連NGO国内婦人委員会の推薦により、毎年、国連総会政府代表（または代表代理）として国連総会に出席し、おもに第三委員会で活躍している。

●国連女性の地位委員会 (Commission on the Status of Women : CSW)

1946年、経済社会理事会の機能委員会の1つとして設置された。経済社会理事会によって選出される45の委員国によって構成されている。主な任務は、政治的・経済的・社会のおよび教育の分野における女性の権利の促進と、女性問題に関する緊急課題を検討し、勧告すること。

●採択

国連総会等の会議で、条約案や決議などが可決成立すること。

●署名

条約の趣旨、目的について政府が基本的な同意を表明すること。将来、条約を批准する意向を国内外に示す効果をもつ。署名国は、その条約の趣旨、目的に反するような行為を避けなければならない。

●批准

国が、署名した条約について、その条約に拘束されることへの同意を最終的に表示すること。批准は、各国の憲法の規定に従って行われる。日本の場合は、国会の承認を得た上で行われる。国連が採択した多数国間条約の場合には、批准書を国連に寄託する。

●加入

国家による条約参加の一形式。条約に拘束されることに同意する国家の最終的意思表示である。署名は行われないが、批准と同じ効果をもつ。

●条約の発効

条約の効力発生のこと。それには国際的な発効と国別の発効がある。女性差別撤廃条約は、第27条に規定している。国際的な発効は、「20番目の批准書または加入書が国連事務総長に寄託された後30日目の日」であり、1981年9月3日である。その後の締約国については、それぞれの「批准書または加入書が寄託された日の後30日目の日」である。ちなみに日本の場合は、1985年6月25日に批准書を寄託し、7月25日に発効した。

●条約締約国

条約加盟国のこと。条約を批准した国、または、条約に加入した国。

●実施措置

条約上の権利や義務の履行を確保するための方法。

●女性差別撤廃条約の報告制度

女性差別撤廃条約の実施措置の1つ。締約国はその国の条約実施状況について国連に報告することが義務づけられている。条約の批准後1年以内に第1次レポートを、その後は少なくとも4年ごとにレポートを国連に提出し、女性差別撤廃委員会の審議を受ける。審議終了後、委員会は、国別に「最終コメント」を公表する。一連のプロセスで各国の条約実施を監視する。

●最終コメント (Concluding Comments)

各国から国連に提出された、条約の実施状況についてのレポートを、女性差別撤廃委員会が審議した後、それぞれの国へ取り組み課題を明確にするために出すコメント。他の人権条約機関の「勧告」「最終所見」「最終見解」「総括所見」と同一の性格をもっている。

●一般的勧告 (General Recommendation)

女性差別撤廃委員会は、条約締約国から提出されるレポートを検討し、「一般的勧告」を出すことができる。「一般的勧告」によって、各国に共通した取り組み課題を明確にするほか、条約の解釈についての委員会の見解を明らかにするなどの意義がある。暫定的特別措置 (No.5)、女性に対する暴力 (No.12、No.19)、障害を持つ女性 (No.18) などの一般的勧告を出している。

●NGO (Non Governmental Organization)

非政府組織のこと。民間の活動を行う組織・団体をいう。国連は設立の時から、NGOの参加を奨励し、国連憲章第71条にNGOとの協調を定めている。

●NGOレポート

政府がつくる国別レポートに対し、NGOの見方でつくるレポート。「カウンターレポート」「オルタナティブレポート」「シャドウレポート」とも。女性差別撤廃委員会では、NGOからのレポートを歓迎している。

●ブリーフィング

審議等に必要な情報の提供や意見表明を行うこと。

●ロビーイング

審議や検討にあたってNGO等が、審議に参加する委員や代表に対して、審議で取り上げてほしい内容や、特定の内容に関し情報提供し、働きかけることをいう。